

日医発第10号(保1)
平成28年4月1日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
横 倉 義 武

平成28年度労災診療費算定基準の一部改定について

健康保険診療報酬点数表等の改定が、本年4月1日に実施されることにともない、労災診療費算定基準における健康保険準拠項目および労災特掲項目が一部改定されることとなり、厚生労働省労働基準局長および労働基準局労災補償部補償課長より、関係機関に対し別紙のとおり通知されましたのでご連絡申し上げます。

本取扱いについては4月1日以降の診療にかかるものから適用されるものでありますので、貴会関係会員への周知方ご高配賜わりたくよろしくお願い申し上げます。

なお、例年本会が作成しております労災点数表『労災診療費算定基準』につきましては、出来上がり次第、各都道府県医師会あてにお送りするとともに、本会ホームページに掲載する予定としておりますので、ご了承のほど併せてお願い申し上げます。

また、健康保険診療報酬点数表等の改定にともない、「労災保険における看護料算定基準」及び「労災保険における訪問看護の取扱いについて」が一部改正されることとなり、別添のとおり厚生労働省労働基準局長より関係機関に対し通知されましたので、併せてご連絡申し上げます。

[添付資料]

- ・ 労災診療費算定基準の一部改定について
(平 28. 3. 31 基発 0331 第 10 号 厚生労働省労働基準局長)
- ・ 労災診療費算定基準の一部改定に伴う運用上の留意事項について
(平 28. 3. 31 基補発 0331 第 1 号 厚生労働省労働基準局補償課長)
- ・ 労災保険における看護料算定基準の一部改正について
(平 28. 3. 31 基発 0331 第 13 号 厚生労働省労働基準局長)
- ・ 「労災保険における訪問看護の取扱いについて」の一部改正について
(平 28. 4. 1 基発 0401 台 75 号 厚生労働省労働基準局長)



基発 0331 第 10 号
平成 28 年 3 月 31 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

労災診療費算定基準の一部改定について

労災診療費の算定については、昭和 51 年 1 月 13 日付け基発第 72 号「労災診療費算定基準について」(最終改定:平成 26 年 3 月 31 日付け基発 0331 第 6 号。以下「算定基準」という。)をもって取り扱ってきたところであるが、本年 3 月 4 日、「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」(平成 28 年厚生労働省告示第 52 号)等が公布されたことなどに伴い、今般、算定基準の一部を下記のとおり改め、本年 4 月 1 日以降の診療に適用することとしたので、了知の上、医療機関等に周知徹底を図るとともに、その取扱いに遺漏なきを期されたい。

記

- 1 算定基準の記の 1 本文中、「(最終改正:平成 26 年 3 月 5 日)」を「(最終改正:平成 28 年 3 月 4 日)」に改める。
- 2 算定基準の記の 1 (15) の「7 点」を「9 点」に改める。
- 3 算定基準の記の 1 (20) の「1,200 円」を「1,250 円」に改める。
- 4 算定基準の記の 1 (22) のアの(イ)心大血管疾患リハビリテーション料(Ⅱ)(1 単位)に係る「105 点」を「125 点」に、(カ)運動器リハビリテーション料(Ⅰ)(1 単位)に係る「185 点」を「190 点」に改め、(カ)から(コ)までを(ケ)から(ス)までとし、(オ)の次に次を加える。

(カ)	廃用症候群リハビリテーション料(Ⅰ)(1 単位)	250 点
(キ)	廃用症候群リハビリテーション料(Ⅱ)(1 単位)	200 点
(ク)	廃用症候群リハビリテーション料(Ⅲ)(1 単位)	100 点
- 5 算定基準の記の 1 (22) のイを次のように改める。

疾患別リハビリテーションについては、リハビリテーションの必要性及び効果が認められるものについては、疾患別リハビリテーション料の各規定の注 1 のただし書にかかわらず、健保点数表に定める標準的算定日数を超えて算定できることとし、健保点数表の疾患別リハビリテーション料の各規定の注 4、注 5 及び注 6 (注 5 及び注 6 は脳血管疾患等リ

ハビリテーション料、廃用症候群リハビリテーション料及び運動器リハビリテーション料に限る。)については、適用しないものとする。

6 算定基準の記の1(22)のウを次のように改める。

入院中の傷病労働者に対し、訓練室以外の病棟等において早期歩行、ADLの自立等を目的とした疾患別リハビリテーション料(I)(運動器リハビリテーション(II)を含む。)を算定すべきリハビリテーションを行った場合又は医療機関外において、疾患別リハビリテーション料(I)(運動器リハビリテーション(II)を含まない。)を算定すべき訓練に関するリハビリテーションを行った場合は、ADL加算として1単位につき30点を所定点数に加算して算定できるものとする。

7 算定基準の記の1(24)の「760点」を「770点」に、「570点」を「580点」に改め、アを次のように改める。

ア 傷病労働者(入院期間が1月を超えると見込まれる者又は入院治療を伴わず通院療養を3か月以上継続している者であつて、就労が可能と医師が認める者。)が職業復帰を予定している事業場に対し、医師又は医師の指示を受けた看護職員(看護師及び准看護師。以下同じ。)、理学療法士若しくは作業療法士(以下「医師等」という。)が当該傷病労働者の同意を得て職場を訪問し、当該職場の事業主に対して、職業復帰のために必要な指導(以下「訪問指導」という。)を行い、診療録に当該指導内容の要点を記載した場合に、入院中及び通院中に合わせて3回(入院期間が6月を超えると見込まれる傷病労働者にあつては、入院中及び通院中に合わせて6回)に限り算定できるものとする。

8 算定基準の記の1(24)のウの次にエとして次を加える。

エ 訪問指導を実施した日と同一日又は訪問指導を行った後1月以内に、医師等が上記アの傷病労働者のうち入院中の者に対し、本人の同意を得て、職業復帰を予定している事業場において特殊な器具、設備を用いた作業を行う職種への復職のための作業訓練又は事業場を目的地とする通勤のための移動手段の獲得訓練を行い、診療録に訪問指導の日、訓練を行った日、訓練実施時間及び訓練内容の要点を記載した場合は、訪問指導1回につき2回を限度に職業復帰訪問訓練加算として1日につき400点を所定点数に加算できるものとする。

9 算定基準の記の1(29)のアのうち、「及び『舟状骨』」を「、『手根骨』及び『足の舟状骨』」に改める。

10 算定基準の記の8のうち、「平成26年3月5日付け保医発0305第1号」を「平成28年3月4日付け保医発0304第1号」に、「別紙」を「別紙1」に、「4級地及び」を「3級地から」に改める。



基補発 0331 第 1 号
平成 28 年 3 月 31 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局
補償課長

労災診療費算定基準の一部改定に伴う運用上の留意事項について

労災診療費算定基準の一部改定については、平成 28 年 3 月 31 日付け基発 0331 第 10 号（以下「局長通達」という。）により通知されたところであるが、この運用に当たっては、下記の事項に留意の上、対応に遺漏なきを期されたい。

記

1 救急医療管理加算

一次救急を担当する医療機関の救急医療体制の充実を図るため、救急医療管理加算（入院外）について料金の引上げを行ったものであること。

2 リハビリテーション

- (1) 今般の診療報酬の算定方法（平成 20 年 3 月 5 日厚生労働省告示第 59 号）の改正（以下「診療報酬の改正」という。）により疾患別リハビリテーション料が改定されたことに伴い、心大血管疾患リハビリテーション料（Ⅱ）、運動器リハビリテーション料（Ⅰ）の点数を見直し、診療報酬の改正と同点数を引き上げたものであること。
- (2) 診療報酬の改正により、脳血管疾患等リハビリテーション料から独立して廃用症候群リハビリテーション料が新たに設けられたが、労災保険においては現行どおり、廃用症候群リハビリテーション料を算定するリハビリテーションを実施した場合は脳血管疾患等リハビリテーション料の点数と同点の評価を行い、算定するものであること。
- (3) 診療報酬の改正により、理学療法士、作業療法士等（以下「医療従事者」という。）が入院中の患者に対して医療機関外において疾患別リハビリテーション料（Ⅰ）を算定するリハビリテーション（訓練）を行った場合に所定点数を算定できるとされたことに伴い、労災保険においては、医療機関外において行ったリハビリテーション（訓練）について疾患別リハビリテーション料（Ⅰ）を算定できる場合に ADL 加算を算定できるとしたこと。

3 職業復帰訪問指導料

(1) 算定の対象となる傷病労働者について、入院を伴わない長期療養者に対する職業復帰支援の充実を図るため、入院治療を伴わず通院療養を3か月以上継続している者であって就労が可能と医師が認める者を加えるとともに、所定点数を見直し引き上げを行ったものであること。

(2) 医療機関と事業主の連携による傷病労働者の早期職業復帰を促進するため、職業復帰訪問指導料を算定できる訪問指導（以下「訪問指導」という。）を実施した日又は訪問指導に基づき後日に傷病労働者のうち入院患者が職業復帰を予定している事業場において訓練（当該事業場を目的地とする移動手段の獲得訓練を含む。）を行った場合であって、下記①の算定要件をいずれも満たした場合には、職業復帰訪問指導料の算定1回につき2回を限度に職業復帰訪問訓練加算として1日につき400点を加算して算定できるものとしたこと。

また、当該訓練の実施にあたっては、下記②の事項に留意する必要があることを医療機関に周知すること。

① 算定要件

ア 入院期間が1月を超えると見込まれる傷病労働者に対する訓練であること。

イ 傷病労働者が復職予定の事業場で行われた作業訓練（以下「作業訓練」という。）及び当該事業場を目的地とする経路において行われた通勤のための移動手段の獲得訓練（以下「通勤訓練」という。）であること。

ウ 作業訓練の内容は、特殊な器具、設備を用いた作業（旋盤作業等）を行う職種への復職の準備のため、当該器具、設備を用いた訓練であって入院医療機関内で実施できないものを行うものであること。

エ 作業訓練の実施時間は20分以上（ただし、原則60分を上限とする。）であること。

オ 通勤訓練は、移動の手段の獲得を目的として、バス、電車等への乗降等、傷病労働者が実際に利用する利用手段を用いた訓練を行うものであること。

カ 訪問指導と同一日又は訪問指導の日から1月以内に作業訓練又は通勤訓練を行ったものであること。なお、同一日に、訪問指導又は作業訓練を行うことなく通勤訓練のみを行う時においては、当該事業場へ到着の際に事業主へ訓練の状況について報告を行うこと。

キ 職業復帰予定の事業場への往復を含め、訓練の実施中は医療機関の医療従事者が傷病労働者に常時付添い、必要に応じて速やかに入院医療機関に連絡、搬送できる体制を確保する等、安全性に十分配慮すること。

ク 診療録に訪問指導を行った日、訓練を行った日、訓練実施時間及び訓練内容の要点を記載すること。また、職業復帰訪問訓練加算を算定

する場合は、診療費請求内訳書の摘要欄に訪問指導を行った日及び訓練を行った日を記載すること。

ケ 疾患別リハビリテーション料を実施し算定する日にあつては、職業復帰訪問訓練加算を併算定できないこと。

② 実施上の留意事項

作業訓練及び通勤訓練を実施するにあつては、明確に訓練と位置付け、職業復帰予定の事業場との間で使用従属関係下の労働とならないようにする必要があること。

4 術中透視装置使用加算

傷病労働者の早期職場復帰の観点から、対象部位に舟状骨以外の手根骨を追加し、新たに当該加算を算定できるようにしたものであること。

5 病衣貸与料

算定基準に定められている病衣貸与料と医療機関で定める病衣貸与に係る料金との差額について、医療機関の負担を軽減するため、点数の引き上げを行ったものであること。

6 労災電子化加算

措置期間を平成30年3月診療分まで延長するものであること。



基発 0331 第 13 号
平成 28 年 3 月 31 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

労災保険における看護料算定基準の一部改正について

労災保険における看護料算定基準については、昭和 62 年 3 月 12 日付け基発第 132 号「労災保険における看護料算定基準について」(最終改正：平成 26 年 3 月 31 日付け基発 0330 第 7 号。以下「看護料算定基準」という。)により取り扱ってきたところであるが、今般、看護料算定基準の一部を下記のとおり改正したので通知する。

記

1 改正の趣旨

労災保険における看護料の地域区分の地域については、平成 26 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 1 号「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」(以下「通知」という。)の別添 3 第 8 に定める地域に準じているところ、今般、人事院規則 9-49 に定める支給地域及び当該地域に準じる地域が改正されたことに伴い、通知が全部改正されたことから、地域区分の根拠となる通知の変更を行うものであること。

2 改正内容

看護料算定基準の記の 1 の (2) 中「平成 26 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 1 号」を「平成 28 年 3 月 4 日付け保医発 0304 第 1 号」に、「別紙の『人事院規則で定める地域に準じる地域』」を「別紙 1 の『人事院規則で定める地域及び当該地域に準じる地域』」に改める。



基発 0401 第 75 号
平成 28 年 4 月 1 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

「労災保険における訪問看護の取扱いについて」の一部改正について

標記については、平成 6 年 9 月 30 日付け基発第 610 号「労災保険における訪問看護の取扱いについて」(最終改正:平成 26 年 7 月 4 日付け基発 0704 第 3 号。以下「通達」という。)により実施しているところであるが、今般、平成 28 年 3 月 25 日付け厚生労働省告示第 92 号により、健康保険における訪問看護のレセプト様式が改正されたことに伴い、通達の別添様式を下記のとおり改正するので、事務処理に遺漏なきを期されたい。

記

1 通達の一部改正

別添様式について、訪様式第 9 号及び訪様式第 10 号を別添のとおり改める。

2 施行期日について

本改正は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

ただし、旧様式については、当分の間、必要な項目について修正の上使用することができる。

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

心身の状態	訪問終了の状況		1 寝伏 2 施設 3 医療機関 4 死亡 5 その他 ()						
			死亡の状況	時刻					
				年 月 日 午前・午後 時 分					
⑩ 基本療養費 (I) 及び (II)	⑪ 基本療養費 (I) 及び (III)		場所 1 自宅 2 施設 3 病院 4 診療所 5 その他 ()						
			① 看護師等 (週3日目まで) (週4日目以降)	円× 日 円× 日	① 看護師等 (週3日目まで30分未満) (週3日目まで30分以上)	円× 日 円× 日	円	円	円
			理学療法士等 (週3日目まで) (週4日目以降)	円× 日 円× 日	② 作業療法士 (週3日目まで30分未満) (週3日目まで30分以上)	円× 日 円× 日	円	円	円
専門の研修を受けた看護師	円× 日	③ 准看護師 (週3日目まで30分未満) (週3日目まで30分以上)	円× 日 円× 日	円	円	円			
⑫ 准看護師 (週3日目まで) (週4日目以降)	円× 日 円× 日	④ 看護師等 (週3日目まで30分未満) (週3日目まで30分以上)	円× 日 円× 日	円	円	円			
⑬ 看護師等 (週3日目まで) (週4日目以降)	円× 日 円× 日	(3人以上) (週3日目まで30分未満) (週3日目まで30分以上)	円× 日 円× 日	円	円	円			
(3人以上) (週3日目まで) (週4日目以降)	円× 日 円× 日	⑤ 作業療法士 (週3日目まで30分未満) (週3日目まで30分以上)	円× 日 円× 日	円	円	円			
理学療法士等 (週3日目まで) (週4日目以降)	円× 日 円× 日	(3人以上) (週3日目まで30分未満) (週3日目まで30分以上)	円× 日 円× 日	円	円	円			
(3人以上) (週3日目まで) (週4日目以降)	円× 日 円× 日	⑥ 准看護師 (週3日目まで30分未満) (週3日目まで30分以上)	円× 日 円× 日	円	円	円			
専門の研修を受けた看護師	円× 日	(3人以上) (週3日目まで30分未満) (週3日目まで30分以上)	円× 日 円× 日	円	円	円			
⑭ 准看護師 (週3日目まで) (週4日目以降)	円× 日 円× 日	⑦ 緊急訪問看護加算	円× 日	円	円	円			
(3人以上) (週3日目まで) (週4日目以降)	円× 日 円× 日	⑧ 長時間訪問看護加算	円× 日	円	円	円			
⑮ 難病等複数回訪問加算	円× 日	⑨ 乳幼児加算	円× 日	円	円	円			
⑯ 緊急訪問看護加算	円× 日	⑩ 幼児加算	円× 日	円	円	円			
⑰ 長時間訪問看護加算	円× 日	⑪ 複数名訪問看護加算	円× 日	円	円	円			
⑱ 乳幼児加算	円× 日	看護師等	円× 日	円	円	円			
⑲ 幼児加算	円× 日	理学療法士等	円× 日	円	円	円			
⑳ 複数名訪問看護加算	円× 日	准看護師	円× 日	円	円	円			
看護師等	円× 日	看護補助者	円× 日	円	円	円			
理学療法士等	円× 日	㉑ 夜間・早朝訪問看護加算	円× 日	円	円	円			
准看護師	円× 日	㉒ 深夜訪問看護加算	円× 日	円	円	円			
看護補助者	円× 日	㉓ 基本療養費 (III)	円× 日	円	円	円			
㉑ 夜間・早朝訪問看護加算	円× 日	㉔ 看護師等	円× 日	円	円	円			
㉒ 深夜訪問看護加算	円× 日	理学療法士等	円× 日	円	円	円			
㉓ 基本療養費 (III)	円× 日	⑳ 情報提供療養費	円	円	円	円			
㉔ 看護師等	円× 日	㉕ ケミナキケ療養費	円	円	円	円			
理学療法士等	円× 日	訪問日	円	円	円	円			
① 看護師等 (週3日目まで)	円× 日	1 2 3 4 5 6 7	円	円	円	円			
(週4日目以降)	円× 日	8 9 10 11 12 13 14	円	円	円	円			
② 作業療法士 (週3日目まで)	円× 日	15 16 17 18 19 20 21	円	円	円	円			
(週4日目以降)	円× 日	22 23 24 25 26 27 28	円	円	円	円			
③ 准看護師 (週3日目まで)	円× 日	29 30 31	円	円	円	円			
(週4日目以降)	円× 日		円	円	円	円			
④ 看護師等 (週3日目まで)	円× 日		円	円	円	円			
(週4日目以降)	円× 日		円	円	円	円			
⑤ 作業療法士 (週3日目まで)	円× 日		円	円	円	円			
(週4日目以降)	円× 日		円	円	円	円			
⑥ 准看護師 (週3日目まで)	円× 日		円	円	円	円			
(週4日目以降)	円× 日		円	円	円	円			
⑦ 緊急訪問看護加算	円× 日		円	円	円	円			
⑧ 長時間訪問看護加算	円× 日		円	円	円	円			
⑨ 乳幼児加算	円× 日		円	円	円	円			
⑩ 幼児加算	円× 日		円	円	円	円			
⑪ 複数名訪問看護加算	円× 日		円	円	円	円			
看護師等	円× 日		円	円	円	円			
理学療法士等	円× 日		円	円	円	円			
准看護師	円× 日		円	円	円	円			
看護補助者	円× 日		円	円	円	円			
㉑ 夜間・早朝訪問看護加算	円× 日		円	円	円	円			
㉒ 深夜訪問看護加算	円× 日		円	円	円	円			
㉓ 基本療養費 (III)	円× 日		円	円	円	円			
㉔ 看護師等	円× 日		円	円	円	円			
㉕ 理学療法士等	円× 日		円	円	円	円			
⑩ 情報提供療養費	円		円	円	円	円			
㉕ ケミナキケ療養費	円		円	円	円	円			
訪問日			円	円	円	円			
1 2 3 4 5 6 7			円	円	円	円			
8 9 10 11 12 13 14			円	円	円	円			
15 16 17 18 19 20 21			円	円	円	円			
22 23 24 25 26 27 28			円	円	円	円			
29 30 31			円	円	円	円			
主治医への直近報告年月日			円	円	円	円			
提供した情報の概要			円	円	円	円			
情報提供先の市(区)町村等の名称			円	円	円	円			
特記事項			円	円	円	円			
1 他①			円	円	円	円			
2 他②			円	円	円	円			
3 従			円	円	円	円			
4 特			円	円	円	円			
5 介			円	円	円	円			
6 支			円	円	円	円			
7 同			円	円	円	円			
8 同			円	円	円	円			
合計額			円	円	円	円			

お願い
 ○この用紙は、機械で直接処理しますので、折り曲げたり汚したり、また他の用紙をのりづけしないでください。
 ○小枠内は、黒ボールペンで、枠からはみ出さないように、標準字体にならって、ていねいに記入してください。
 ○この用紙は、直射日光・湿気をさけて保管してください。



訪問看護ステーション の 番 号	訪問看護ステーション の 名 称
---------------------	---------------------

労災保険訪問看護費用請求内訳書

※白の欄に記入して下さい

帳票種別 34734	修正項目番号 修正欄 ※ <input type="text"/> <input type="text"/> ※ <input type="text"/>
①労働保険番号 府 県 所 掌 管 基 礎 番 号 枝 番 号 <input type="text"/> <input type="text"/>	⑩支払額 ※ <input type="text"/>
②生年月日 1 年 2 月 3 日 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	⑪傷病年月日 1 年 2 月 3 日 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>
③訪問開始年月日及び訪問終了年月日時刻 1 年 2 月 3 日 午前 時 分 <input type="text"/> <input type="text"/>	⑫増減コード及び増減額 ※ <input type="text"/>
④実日数 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 日	⑬合計額 ※ <input type="text"/>
⑤増減理由 ※ <input type="text"/> <input type="text"/>	⑭決定年月日 ※ <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>
⑥処理区分 ※ <input type="text"/> <input type="text"/>	
労働者の氏名 (歳)	事業の名称
労働者の住所 都府 道県 市区 市	事業場の所在地 都府 道県 市区 市
主たる傷病名 1. _____ 2. _____ 3. _____ 基幹告示第2の1に規定する疾病等の有無 1 別表7 2 別表8 3 無 1 人工呼吸器使用の必要 2 常時コミュニケーションの状態 3 寝たを越える歩行の必要 4 超重症児 5 超重症状態	主治医の所属する医療機関名称 主治医氏名
傷病の経過	指示期間 年 月 日 ~ 年 月 日 年 月 日 ~ 年 月 日
	特別指示期間 年 月 日 ~ 年 月 日 年 月 日 ~ 年 月 日
	精神指示期間 年 月 日 ~ 年 月 日 年 月 日 ~ 年 月 日
	精神特別指示期間 年 月 日 ~ 年 月 日 年 月 日 ~ 年 月 日

- 基本療養費等の明細は裏面に記載してください。
- 医師の訪問看護指示書の写しを添付してください。

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

心身の状態	訪問終了の状況		1 解決 2 施設 3 医療機関 4 死亡 5 その他 ()				
	死亡の状況	時刻	年 月 日 午前・午後 時 分				
		場所	1 自宅 2 施設 3 病院 4 診療所 5 その他 ()				
基本療養費 (I) 及び (II) ① 看護師等 (週3日目まで) 円× 日 円 (週4日目以降) 円× 日 円 理学療法士等 (週3日目まで) 円× 日 円 (週4日目以降) 円× 日 円 専門の研修を受けた看護師 円× 日 円 ② 准看護師 (週3日目まで) 円× 日 円 (週4日目以降) 円× 日 円 ③ 看護師等 (週3日目まで) 円× 日 円 (週4日目以降) 円× 日 円 (3人以上) (週3日目まで) 円× 日 円 (週4日目以降) 円× 日 円 理学療法士等 (週3日目まで) 円× 日 円 (週4日目以降) 円× 日 円 (3人以上) (週3日目まで) 円× 日 円 (週4日目以降) 円× 日 円 専門の研修を受けた看護師 円× 日 円 ④ 准看護師 (週3日目まで) 円× 日 円 (週4日目以降) 円× 日 円 (3人以上) (週3日目まで) 円× 日 円 (週4日目以降) 円× 日 円 ⑤ 難病等複数回訪問加算 円× 日 円 ⑥ 緊急訪問看護加算 円× 日 円 ⑦ 長時間訪問看護加算 円× 日 円 ⑧ 乳幼児加算 円× 日 円 ⑨ 幼児加算 円× 日 円 ⑩ 複数名訪問看護加算 看護師等 円× 日 円 理学療法士等 円× 日 円 准看護師 円× 日 円 看護補助者 円× 日 円 ⑪ 夜間・早朝訪問看護加算 円× 日 円 ⑫ 深夜訪問看護加算 円× 日 円 基本療養費 (III) ⑬ 看護師等 円× 回 円 理学療法士等 円× 回 円 ⑭ 情報提供療養費 円 ⑮ サービス付療養費 円 訪問日 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 主治医への直近報告年月日 年 月 日 提供した情報の概要 情報提供先の市(区)町村等の名称 特記事項 1 他① 2 他② 3 従 4 特記 5 介 6 支援 7 同一日 8 同一緊急 合計額 円	基本療養費 (I) 及び (III) ① 看護師等 (週3日目まで30分未満) 円× 日 円 (週3日目まで30分以上) 円× 日 円 (週4日目以降30分未満) 円× 日 円 (週4日目以降30分以上) 円× 日 円 ② 作業療法士 (週3日目まで30分未満) 円× 日 円 (週3日目まで30分以上) 円× 日 円 (週4日目以降30分未満) 円× 日 円 (週4日目以降30分以上) 円× 日 円 ③ 准看護師 (週3日目まで30分未満) 円× 日 円 (週3日目まで30分以上) 円× 日 円 (週4日目以降30分未満) 円× 日 円 (週4日目以降30分以上) 円× 日 円 (3人以上) (週3日目まで30分未満) 円× 日 円 (週3日目まで30分以上) 円× 日 円 (週4日目以降30分未満) 円× 日 円 (週4日目以降30分以上) 円× 日 円 ④ 作業療法士 (週3日目まで30分未満) 円× 日 円 (週3日目まで30分以上) 円× 日 円 (週4日目以降30分未満) 円× 日 円 (週4日目以降30分以上) 円× 日 円 (3人以上) (週3日目まで30分未満) 円× 日 円 (週3日目まで30分以上) 円× 日 円 (週4日目以降30分未満) 円× 日 円 (週4日目以降30分以上) 円× 日 円 ⑤ 准看護師 (週3日目まで30分未満) 円× 日 円 (週3日目まで30分以上) 円× 日 円 (週4日目以降30分未満) 円× 日 円 (週4日目以降30分以上) 円× 日 円 (3人以上) (週3日目まで30分未満) 円× 日 円 (週3日目まで30分以上) 円× 日 円 (週4日目以降30分未満) 円× 日 円 (週4日目以降30分以上) 円× 日 円 ⑥ 緊急訪問看護加算 円× 日 円 ⑦ 長時間訪問看護加算 円× 日 円 ⑧ 複数名訪問看護加算 看護師等 円× 日 円 作業療法士 円× 日 円 准看護師 円× 日 円 看護補助者 円× 日 円 精神保健福祉士 円× 日 円 ⑨ 夜間・早朝訪問看護加算 円× 日 円 ⑩ 深夜訪問看護加算 円× 日 円 ⑪ 精神科複数回訪問加算 円× 日 円 基本療養費 (II) ⑫ 看護師等 円× 日 円 作業療法士 円× 日 円 ⑬ 延長時間加算 円× 時間 円 基本療養費 (IV) ⑭ 看護師等 円× 回 円 作業療法士 円× 回 円 ⑮ 管理療養費 円+ 円× 日 円 ⑯ 24時間対応体制加算・24時間連絡体制加算 円 円 ⑰ 特別管理加算 円 円 ⑱ 退院時共同指導加算 円× 回 円 特別管理指導加算 円× 回 円 ⑲ 退院支援指導加算 円 円 ⑳ 在宅患者選抜指導加算 円 円 ㉑ 在宅患者緊急時等カンファレンス加算 円× 回 円 ㉒ 精神科重症患者早期集中支援管理連携加算 円 円						

お願い
 ○この用紙は、機械で直接処理しますので、折り曲げたり汚したり、また他の用紙をのりづけしないでください。
 ○小枠内は、黒ボールペンで、枠からはみ出さないように、標準字体にならって、ていねいに記入してください。
 ○この用紙は、直射日光・湿気をさけて保管してください。